

令和7年分 所得税確定申告書の書き方

税金特集号は、益子良一氏（税理士法人コンフィアンス代表社員税理士）が監修しています。

平成28年分から申告書にマイナンバーの記載が必要となり、本人による提出の場合はマイナンバーの記載に加えて本人確認書類の写し（コピー）が必要とされています。本人の確認書類としてはマイナンバーカード、マイナンバー通知カードと運転免許証等が考えられますが、マイナンバー通知カードは令和2年5月25日に新規発行が廃止されました。ただし通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票の記載と一致している場合にはマイナンバーを証明する書類として引き続き使用できます。住所等の変更がある場合には使用できませんので、マイナンバー入りの「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」が必要です。

令和8年1月1日現在の住所を書いてください（異動がない場合は、「同上」と書いてください）。

青色申告の人は○印が印字されています。

給与所得の人は下表の控除金額を差し引くことで所得金額を算出し⑥に記入します。

給与所得額一覧表	
給与等の収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額 × 20% + 11万円
660万円超 850万円以下	給与等の収入金額 × 10% + 44万円
850万円超	195万円

※給与収入が600万円未満の場合は、所得税法別表第五「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額表」にあてはめて算出します。

公的年金等の支給を受けている人は下表により所得金額を算出し⑦に記入します。

公的年金等に係る雑所得の速算表 (公的年金等の収入金額×割合－雑所得の金額(0以下は0))			
年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下
65歳未満	130万円未満	100%	50万円
	130万円超 410万円未満	75%	17.5万円
	410万円超 770万円未満	85%	58.5万円
	770万円超 1,000万円以下	95%	135.5万円
	1,000万円超	100%	185.5万円
65歳以上	330万円未満	100%	100万円
	330万円超 410万円未満	75%	17.5万円
	410万円超 770万円未満	85%	58.5万円
	770万円超 1,000万円以下	95%	135.5万円
	1,000万円超	100%	185.5万円

区分は、国外居住親族がいる場合に記入します。特定親族特別控除の適用範囲や控除額については12頁を参照。

医療費控除の範囲と添付書類

令和7年中に本人や家族、親族のために実際支払った医療費等が控除の対象です。なお、居宅介護サービスや医療機関でのデイスサービス、通所リハビリテーション、ショートステイなど一定の介護サービスの対価についても控除の対象になります。

医療費控除の計算

支払った医療費 (合計)	235,600円	A
保険金などで補てんされる金額	76,600円	B
A-B	159,000円	C
申告書の①の金額	4,191,840円	D
D×0.05	209,592円	E
10万円とEのいずれか少ない方の金額	100,000円	F
C-F	59,000円	医療費控除額

※【セルフメディケーション税制(スイッチOTC薬控除)との選択】
全建良雄さんには、厚生省が指定した市販薬(スイッチOTC薬)の購入費が20,000円あります。この控除には12,000円の足切り額がありますので、計算上スイッチOTC薬控除の金額は8,000円です。医療費控除とセルフメディケーション税制の両方の控除はできませんので、医療費控除の中にスイッチOTC薬を含めて上記の医療費控除59,000円を控除します。

医療費控除を選択する場合は治療に必要な市販薬も控除の対象になります。上記の事例の「支払った医療費」235,600円は医療機関等に支払った215,600円と市販薬20,000円の合計額です。

生命保険料等控除の計算例 (新旧合わせて④～⑥の5つの契約がある場合)

【控除額の最高は12万円】

※④⑤は全建良雄さんの設定にはありません
※【★印】は新契約と旧契約を比較して控除に採用する保険契約を示しています。

《旧契約》平成23年12月31日以前契約		《新契約》平成24年1月1日以降契約	
支払保険料のランク	控除額の計算	支払保険料のランク	控除額の計算
① 25,000円以下	全額控除	⑤ 20,000円以下	全額控除
② 25,001円～50,000円	支払保険料() × 0.5 + 12,500円	⑥ 20,001円～40,000円	支払保険料() × 0.5 + 10,000円
③ 50,001円～100,000円	支払保険料() × 0.25 + 25,000円	⑦ 40,001円～80,000円	支払保険料() × 0.25 + 20,000円
④ 100,001円以上	最高50,000円	⑧ 80,001円以上	最高40,000円
小計	★50,000円	小計	★25,000円

※上記のように④～⑥の保険契約がある場合は、まずそれぞれの金額を計算をします。その上で一般生命保険の新旧契約と個人年金保険の新旧契約を比較します(介護医療保険には旧契約はありません)
なお3種類の保険(一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険)すべてを新契約又は旧契約に統一する必要はありませんので、それぞれで有利なものを選んで組み合わせることが大切です。とくに一般生命保険と個人年金保険は旧契約の控除上限額が5万円と新契約の1万円より高くなりますので、そちらを優先してください。
上記の場合は、一般生命保険、個人年金保険とも旧契約で10万円になります。これに介護医療保険の⑥の控除額(2万円)を加えれば最高12万円を超えます。

07と記入 確定と記入 FA2205

令和8年3月5日 令和07年分の所得税及び復興特別所得の確定申告書

納税地 〒169-8650 個人番号 3150

現在住所 東京都新宿区高田馬場2-7-15 フリガタ センケン ヨシオ

氏名 全建良雄

職業 大工 全建工務店 全建良雄 本人

住所 同上

収入金額等

事業所得	21780000
給与所得	0
公的年金等	0
雑所得	0
合計	21780000

所得金額等

給与所得	0
公的年金等	0
雑所得	0
合計	0

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	836360
医療費控除	59000
寄附金控除	18000
合計	914360

所得金額

収入金額	21780000
所得から差し引かれる金額	914360
所得金額	20865640

課税される所得金額

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,950,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,300,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,950,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 9,000,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 18,000,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 40,000,000円まで	40%	2,796,000円
	45%	4,796,000円

復興特別所得税額

平成25年より基準所得額⑤に2.1%を乗じた復興特別所得税が課税されます。1円未満切り捨て。

申告納税額

申告納税額が黒字のときは、100円未満の端数を切り捨てた金額を書いてください。赤字のときは、金額の前に△印を付した金額を書いてください。

予定納税額

前年に納税額が15万円以上あった場合は、令和7年7月と11月に予定納税をしています。②納税額が印字されている場合は⑤から差し引きます。

納める税金

・納付期限は3月16日(月)までです。
・口座振替の場合は4月23日(木)に口座引落になります。

公的年金等以外の合計所得金額

公的年金収入がある場合にはこの欄に公的年金以外の合計所得金額を記入します(全建良雄さんは公的年金収入はありません)。

配偶者の合計所得金額

パート収入がある場合はその収入から65万円(給与所得控除の額・令和7年度税制改正で55万円から引き上げ)を差し引いた額を記入します。
公的年金等の収入がある場合は、公的年金控除後の金額を記入します。なお申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることはできません。

延納届出額

一度に税金を納められない場合は、納税額の2分の1以上の金額を3月16日(月)までに納税すれば、残額の納税については6月1日(月)まで延納することができます。但し、延納額に対して年0.9%の日割計算で子税が課せられます。

※赤色矢印はすべて修正

自主申告は納税者の権利、税金は自分で計算しましょう

令和7年分の所得税確定申告の税務署窓口での受付期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです。また、消費税確定申告の提出期限は3月31日(火)までです。期日に余裕をもって確定申告書を作成しましょう。

- 押印は不要です。
- 濁点や性と名の間は1文字分あけてください。
- 元号に対応する数字を書いてください。明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」

課税される所得金額(1,000円未満の端数は切り捨て)計算で608,480円になりますが、この欄には1,000円未満切り捨てで記載します。

■所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,950,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,300,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,950,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 9,000,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 18,000,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 40,000,000円まで	40%	2,796,000円
	45%	4,796,000円

復興特別所得税額
平成25年より基準所得額⑤に2.1%を乗じた復興特別所得税が課税されます。1円未満切り捨て。

申告納税額
申告納税額が黒字のときは、100円未満の端数を切り捨てた金額を書いてください。赤字のときは、金額の前に△印を付した金額を書いてください。

予定納税額
前年に納税額が15万円以上あった場合は、令和7年7月と11月に予定納税をしています。②納税額が印字されている場合は⑤から差し引きます。

納める税金
・納付期限は3月16日(月)までです。
・口座振替の場合は4月23日(木)に口座引落になります。

公的年金等以外の合計所得金額
公的年金収入がある場合にはこの欄に公的年金以外の合計所得金額を記入します(全建良雄さんは公的年金収入はありません)。

配偶者の合計所得金額
パート収入がある場合はその収入から65万円(給与所得控除の額・令和7年度税制改正で55万円から引き上げ)を差し引いた額を記入します。
公的年金等の収入がある場合は、公的年金控除後の金額を記入します。なお申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることはできません。

延納届出額
一度に税金を納められない場合は、納税額の2分の1以上の金額を3月16日(月)までに納税すれば、残額の納税については6月1日(月)まで延納することができます。但し、延納額に対して年0.9%の日割計算で子税が課せられます。

※赤色矢印はすべて修正

後期高齢者医療制度の保険料に係る社会保険控除

市区町村へ一定の手続きを行うことにより、年金からの徴収に代えて、被保険者の世帯または配偶者が口座振替により保険料を支払うことも選択できます。口座振替によりその保険料を支払った場合は、支払った世帯主または配偶者の社会保険料控除として控除することができます。

令和07年分の所得税及び復興特別所得の確定申告書

整理番号 FA2305

07と記入 確定と記入

住所 東京都新宿区高田馬場2-7-15

氏名 全建良雄

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	振替などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」	収入金額	源泉徴収税額
給与	給与		0	0
一時所得	一時所得		0	0
雑所得	雑所得		0	0
合計			0	0

源泉徴収税額の合計額

総合課税の課税所得、一時所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
雑所得(短期)	200,000円	400,000円	△200,000円
一時	1,800,000円	1,000,000円	800,000円

配偶者や親族に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	特親(住宅)	住民税	その他
全建幸子		妻	52.8.10					
全建太郎		長男	17.12.5					
全建拓哉		長男	16.3.4					
全建洋子		長女	23.6.5					

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除額)
----------	------	----	------	---------	-------	------------

住民税・事業税に関する事項

非課税所得等の特例

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
雑所得(短期)	200,000円	400,000円	△200,000円
一時	1,800,000円	1,000,000円	800,000円

特定親族の合計所得金額に応じた控除額を記入

社会保険料(国民年金保険料・年金基金)控除証明書の添付が必要

年少扶養控除が廃止されているため、16歳未満の扶養親族は16に○

事業税の非課税所得欄の記載方法

- 一人親方が事業を営むなかで非課税所得(地方税で定める事業に該当しない所得)に該当する所得がある場合は、この記載欄にその非課税所得金額を記載することにより、事業税の税額計算から、その非課税所得額を差し引く取扱いがうけられます。
- 記載番号は、地方税法上の事業に該当しない場合は「10」となり、小規模の不動産所得も非課税所得の対象となります。
- この非課税所得を記載することにあたっては、非課税所得となる内容を帳簿、領収書・支払明細書等で明らかにしておく必要があります。

《ふるさと納税について》

ふるさと納税は寄附金に当たります。行った場合は、第一表の⑳の寄附金控除(所得控除)に記入するとともに、第二表の「寄附金控除に関する事項(⑳)」および住民税・事業税に関する事項の「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄への記入が必要です。全建良雄さんは○県○市に20,000円のふるさと納税を行っています。

一時所得の取り扱い
一時所得とは営利を目的とする継続的行為(通常の仕事)から生じた所得以外の一時の所得、労務や役務または資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時的な収入による所得です。生命保険の一時金、損害保険の満期保険の満期払戻金などは一時所得として扱います。一時所得は次のように計算します。

一時所得の収入金額	1,800,000円	A
収入を得るために支出した金額	1,000,000円	B
差引金額(A-B)赤字の時は0円	800,000円	C
特別控除額(50万円又は、Cの金額が50万円未満の場合にはCの金額を限度に控除)	500,000円	D
(C-D) 一時所得の所得金額	300,000円	E

※申告書の所得金額に記入する金額は、所得金額Eの2分の1の金額です(5頁参照)。
※全建良雄さんは譲渡取得(総合短期)に損失がありますので、損益計算を行っています(5頁参照)。